

令和 2 年度 水質検査計画

水質検査計画とは

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するため水質検査の項目、検査頻度を定めたものです。

標津町では、改正水道法を遵守し適正化・透明性を確保するために検査項目、検査頻度を明記した水質検査計画を策定いたしました。

水道法で定められた水質基準を遵守し、安全でおいしい水の供給に努めてまいります。

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水源の状況及び原水、浄水の水質状況
4. 水質検査項目及び検査頻度
5. 採水場所
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の精度並びに信頼性確保
8. 試料の採取及び運搬
9. 水質検査計画と水質検査結果の公表
10. 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し
11. 関係者との連携

令和 2 年度 4 月

北 海 道 標 津 町

1 基本方針

- (1) 採水地点
水質基準が適用される代表的な末端給水栓を選定します。
- (2) 検査項目
水道法で検査が義務付けられている水質基準項目とします。
- (3) 検査頻度
水道法施行規則第15条第3項3号に従い水質検査を実施します。

2 水道事業の概要

(1) 給水状況

標津地区簡易水道

区 分	内 容
給 水 区 域	標津・北標津・古多糠 地区
給 水 人 口	3, 6 7 5 人
給 水 戸 数	1, 7 4 5 戸
計画一日最大給水量	4, 7 0 0 m ³
一日最大給水量（平成 31 年度実績）	4, 4 7 2 m ³
一日平均給水量（平成 31 年度実績）	3, 4 8 3 m ³

川北地区簡易水道・川北地区

区 分	内 容
給 水 区 域	川北 地区
給 水 人 口	1, 1 7 4 人
給 水 戸 数	5 0 3 戸
計画一日最大給水量	8 3 6 m ³
一日最大給水量（平成 31 年度実績）	8 3 0 m ³
一日平均給水量（平成 31 年度実績）	7 7 7 m ³

川北地区簡易水道・茶志骨地区

区 分	内 容
給 水 区 域	茶志骨 地区
給 水 人 口	2 2 7 人
給 水 戸 数	6 8 戸
計画一日最大給水量	9 3 4 m ³
一日最大給水量（平成 31 年度実績）	9 3 0 m ³
一日平均給水量（平成 31 年度実績）	7 9 9 m ³

薫別地区簡易水道

区 分	内 容
給 水 区 域	薫別・崎無異 地区
給 水 人 口	77人
給 水 戸 数	35戸
計画一日最大給水量	124m ³
一日最大給水量（平成31年度実績）	94m ³
一日平均給水量（平成31年度実績）	64m ³

(2) 浄水施設概要

事業名称	施設名称	水源名	浄水処理方法
標津地区簡易水道・標津・古多糠	標津浄水場	ウラップ川	緩速ろ過・塩素滅菌
川北地区簡易水道・川北地区	川北浄水場		
川北地区簡易水道・茶志骨地区	茶志骨浄水場		
薫別地区簡易水道・薫別・崎無異	薫別浄水場	アシスピオマナイ川	

使用薬品：次亜塩素酸ナトリウム

3 水道の原水及び水道水の状況

(1) 原水の状況（ウラップ川・アシスピオマナイ川）

いずれの水源も国有林内の表流水であるため、人為的汚染の可能性は低く、家畜等の排泄物の流入を招く施設等はありませんが、クリプトスポリジウムの指標となる大腸菌が検出されています。

留意点

上記要因のほか降雨時には色度、濁度、有機物等（TOC）の量等の上昇がみられるため、降雨時には適切な取水を行い浄水の管理を行う必要があります。

クリプトスポリジウム指標菌が検出されている為「クリプトスポリジウム等対策指針」に基づいた検査実が必要です。

(2) 浄水の状況

概ね良好な状態にあり、一部で水質基準値の1/5を超過しておりますが、基準値超過に至る結果はありません。

留意点

使用薬剤として、次亜塩素酸ナトリウムを使用しています。次亜塩素酸ナトリウムは温度による劣化を起こすため、数回に分けて必要最小限の購入を行い、こまめに補充を行い低温での保管に心がけ薬品の劣化防止に努めます。

4 水質検査項目及び検査頻度

(1) 浄水の検査頻度

水道法施行規則第 15 条第 3 項 3 号に従い、過去 3 年間の検査結果が 1/10 以下の場合には 3 年毎、1/5 以下の場合には 1 年毎に検査項目を減じる事が出来ませんが、安全安心な水を供給する為、年 1 回水質基準 51 項目検査（浄水全項目検査）を実施致します。

また、省略不可能項目として、一般検査、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素量（TOC）の量）、pH、味、臭気、色度、濁度の水質基準 9 項目検査（毎月検査）を毎月。シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブromクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブromジクロロメタン、ブromホルム、ホルムアルデヒド等の水質基準 12 項目検査（消毒副生成物 12 項目検査）を 3 ヶ月に 1 回。基準値の 1/5 を超過した項目に行う検査（20% 超過項目検査）を実施致します。

1 日 1 回行う項目（色、濁り、消毒の残留効果）についても検査を実施致します。

(2) 原水の検査頻度

水道法に定められている 39 項目（消毒副生成物 11 項目（シアン化物イオン及び塩化シアンを除く）及び味を除く）を年 1 回検査実施致します。

「クリプトスポリジウム等検査指針」に従い検査を実施し、水源の監視を行います。

(3) 水質管理目標設定項目

今後の水質の状態や水源周縁の状況を勘案し、経過を見て適宜判断を行います。

5 採水地点

採水地点は主たる採水系統の給水末端に近い地点とし、下記施設の給水栓より採水します。

浄水

標津地区簡易水道（標津地区）：**標津小学校**

標津地区簡易水道（古多糠地区）：**標津消防団 第四分団詰所**

川北地区簡易水道（川北地区）：**川北生涯学習センター**

川北地区簡易水道（茶志骨地区）：**茶志骨球場給水栓**

薫別地区簡易水道：**標津消防団 第二分団詰所**

原水

標津地区簡易水道（標津、古多糠地区）、川北地区簡易水道（川北、茶志骨地区）：
ウラップ川（**字川北 2 番地の 4 地内**）

薫別地区簡易水道（薫別、崎無異地区）：**アシスピオマナイ（字薫別国有林根釧
東部森林監理署標津 7 8 林班ロ小班）**

6 臨時の水質検査

臨時の水質検査は次のような場合に行います。

- (1) 水源が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (6) その他特に必要があると認められるとき。
- (7) 住民から水質検査の要求があったとき。

7 水質検査の精度並びに信頼性確保

水質検査は、水道法 20 条第 3 項に規定する厚生労働大臣の登録を受けている機関で行い、確認事項として、外部精度管理及び内部精度管理を実施している証明の提出を受け、一定の条件を満たしている機関に委託し、検査結果を検査成績書にて報告を受け結果の確認を行います。

委託先

札幌市豊平区平岸 1 条 8 丁目 6 番 6 号
一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター

8 試料の採取及び運搬

(1) 試料の採取方法

試料の採水、は委託先検査機関が行い、指定された採水方法により試料容器に採水し、採水日、採水地点、採水者、天候、気温、水温、残留塩素等を記録し試料の保冷が出来る運搬容器に収容封印します。

(2) 試料の運搬方法

試料の運搬は委託先検査機関が所定の時間内に検査に着手できるよう速やかに搬送します。

9 水質検査計画と水質検査結果の公表

水質検査計画は、年度開始前に作成しホームページ上で公開します。

水質検査結果は、水質検査計画に基づき水質検査を行い、結果はホームページ上で公開致します。

10 水質検査結果の評価及び水質検査計画の見直し

各水道事業及び水道系統ごとに各検査項目の最大値を水質基準と比較し、翌年度の検査項目、検査頻度を示した水質検査計画（案）を公表し、皆さまの意見を反映した上でその年の検査計画として忠実に実施致します。

1 1 関係者との連携

水道水の安全を確保するため、近隣自治体、保健所、委託先検査機関と連絡調整を行い水質保全に努めます。